

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年3月2日

北九州市産業経済局渡船事業所

1. 当該公募の趣旨

本業務については、藍島・馬島～小倉間を結ぶ北九州市営渡船は離島航路として年中無休で運航しているもので、そのため、小倉分室での管理業務を毎日行う必要があり、離島航路全般に係る深い理解が求められるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても「3」の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、「3」の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

北九州市渡船事業所小倉分室業務委託

(2) 業務内容

藍島・馬島～小倉間を結ぶ市営渡船の渡船事業所小倉分室の管理を行う下記業務をいう。

なお、本業務内に運航（操船）業務は含まれない。

A 陸上業務

- ア 乗船客の改札。
- イ 小倉栈橋着船時に、適時、自動券売機の巻紙及びつり銭のチェックを行う。
- ウ 船内の自動券売機が故障した場合は、下船者から使用料現金を受領する。
- エ 収入金の精算、収入日報の作成及び収入金の払込。
- オ 小倉発最終便の発船前に、自動券売機から売上金を回収し、つり銭を補充する。
- カ 貨物の受付・計量及び積み下ろし。
- キ 貨物領収書の確認と積荷の場所指定業務。
- ク 離着船時の綱取り補助、乗客の整理、下船の補助及び乗客の安全確保。
- ケ 施設の保全（消耗品等の取替以外の修理を除く。）。
- コ 「安全管理規程」の運航管理補助者業務。

- サ 清掃業務
 - シ 市の渡船事業所と小倉航路船員との間の連絡補助業務。
 - ス その他、市の指定する業務。
- (3) 勤務時間及び人員配置
- ア 陸上業務
 - (ア) 渡船事業所小倉分室に、毎日7時00分から18時00分まで（うち7時間30分）、常時人員を配置すること
 - (イ) 集改札、安全誘導係として人員を配置し、切符販売時に切符販売係として人員を配置すること
 - (ウ) 荒天時による「こくら丸」欠航時においても、運航の再開に備えること
 - イ 清掃業務
 - 12月31日から1月3日を除く毎日10時30分から12時30分までの間に行うものとする
- (4) 事前に承認を要する業務
- ア 業務計画書を作成し、事前に承認を得る
 - イ 従事者は事前に届出をし、了承を得る（住所、氏名、年齢、連絡先）
 - ウ 業務責任者の届出
 - エ 非常時の連絡体制表の届出
- (5) 報告書の提出
- ア 小倉航路収入日報、港湾調査票及び清掃業務報告書等を作成すること
 - イ 事故等の報告書
- (6) 従事者への研修
- 年1回以上の安全教育等の研修実施
- (7) 履行期間
- 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 法人登記を有していること
- イ 本業務と同様の業務に実績を有すること
- ウ ア、イについて、用件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類が提出できること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号
担当課名 産業経済局総務政策部渡船事業所
電話番号 093-861-0961
FAX番号 093-861-0962

(2) 参加意思確認書の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間
令和8年3月2日（月）～令和8年3月16日（月）までの（土、日、国民の祝日を除く）毎日、9時から17時まで
- イ 交付場所
（1）に同じ。
- ウ 交付方法
交付場所において配布します。
- エ 交付書類
参加意思確認書、仕様書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間
令和8年3月3日（火）～令和8年3月16日（月）までの（土、日、国民の祝日を除く）毎日、9時から17時まで
- イ 提出場所
（1）に同じ。
- ウ 提出方法
応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

- ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- イ 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
- ウ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- エ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- オ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- カ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- キ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市産業経済局渡船事業所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。